

服装規定（令和5年度以降入学生より適用）

1 目標

校訓「至誠 剛健 進取」の精神に則り、華美をさげ、流行に惑わされず、常に簡素・清潔・端正を旨とし、生徒としてふさわしい服装をする。

2 基準

(1) 服装

ア 登下校・校舎内では、必ず本校規定の標準服を着用する。ただし、事情により服装規定と異なる場合は、担任教師に異装許可願を提出する。

イ 本校規定の標準服は次の通りとし、AまたはBのどちらかを選択する。

- 冬標準服 A ジャケット、スラックス、ワイシャツ、ネクタイ
- B ジャケット、スカートまたはスラックス、ワイシャツ、ネクタイまたはリボン

- 夏標準服 A 夏用スラックス、ワイシャツまたは学校指定ポロシャツ
- B 夏用スカートまたは夏用スラックス、ワイシャツまたは学校指定ポロシャツ

ウ 標準服を着用する際には、以下の点に留意する。

- (ア) ワイシャツは市販の白色無地とし、襟はレギュラーを基本とする。
- (イ) 校章はジャケットの左襟につける。
- (ウ) スカート丈は膝中心から±5 cm以内とする。
- (エ) セーター・ベスト・カーディガンを着用してもよい。（色は自由とする。）ただし、冬服時はジャケットの下に着用する。
- (オ) 制服の改造等は一切禁止とする。
- (カ) 夏服、冬服の着用期間は次のとおりとする。
 - 冬服 4月～5月 10月～3月
 - 夏服 6月～9月※6月1日、10月1日を基準として、前後3週間程度を移行期間とする。

(2) その他

- ア 上履き・体育館シューズは、年次別に色分けした所定の靴で、記名をする。
- イ 下履きは運動靴もしくは短靴とする。
- ウ アクセサリー類、化粧は全て禁止とする。（ピアスは透明なものも禁止。）
- エ 髪型については自由とする。ただし、公共の場であることを意識し、清潔さを保つ。

服装規程（令和4年度以前入学生に適用）

1 目 標

校訓「至誠 剛健 進取」の精神に則り、華美をさけ、流行に惑わされず、常に簡素・清潔・端正を旨とし、生徒としてふさわしい服装をする。

2 基 準

(1) 制服 A

ア 標準詰襟学生服に所定のボタンをつけ、クラス章を左襟に校章を右襟につける。
布地はサージに準じるものとし、色は黒とする。

イ 夏服は白地のワイシャツまたは開襟シャツ、学校指定ポロシャツとする。ベスト・カーディガンを着用する場合、色は自由とする。

ウ 髪型については自由とする。ただし、公共の場であることを意識し、清潔さを保つ。

(2) 制服 B

ア 冬服はスリーピースとする。

・上衣、ベスト、スカートは、指定の形とする。布地はサージで、色は濃紺とする。

・ワイシャツは夏服指定のシャツか白地のワイシャツ（台襟の付いているもの）とする。

・ネクタイは濃紺5cm幅とする。

イ 夏服は指定のシャツまたは学校指定ポロシャツ、スカートとする。

夏服取扱店 水戸京成百貨店・イオン（大宮店、那珂店、東海店）

・ベスト、カーディガンを着用する場合、色は自由とする。

ウ その他

・スカート丈は膝中心から±5cm以内とする。

・髪型については自由とする。ただし、公共の場であることを意識し、清潔さを保つ。

(3) その他

ア 上履き・体育館シューズは、年次別に色分けした所定の靴で、記名をする。

イ 下履きは運動靴もしくは短靴とする。

ウ 冬服時に、制服の下にセーター・カーディガンを着用することができる。

エ アクセサリー類、化粧は全て禁止とする。（ピアスは透明なものも禁止。）

オ 事情により服装規定と異なる場合は、担任教師に異装許可願を提出する。

カ 夏服、冬服の着用期間は次のとおりである。

冬服 4月～5月 10月～3月

夏服 6月～9月

※6月1日、10月1日を基準として、前後3週間程度を移行期間とする。